

## 奈良市立図書館資料の収集方針

奈良市立図書館は、基本的人権の一つである「知る自由」を持つ市民に、市民自ら、考え・判断し・行動するために必要な資料、及び市民の生活を豊かにするために役立つ資料を提供することを任務とする。

また、奈良市立図書館においては、中央図書館、西部図書館及び北部図書館がそれぞれ役割を分担し、その求められる機能に応じて資料を収集する。

中央図書館は、全分野にわたり、基本的、入門的なものから専門的なものまで幅広く収集し、西部図書館、北部図書館の蔵書にも留意して、体系的で均整のとれた蔵書構成とする。

西部図書館、北部図書館は、市民の多種多様な資料要求に応えるため、基本的なものを中心として、適切かつ必要なものを幅広く収集する。

資料の収集は、以下の方針に基づいて行う。

- 1 各部門の資料を基本的なものを中心に広範囲に収集する。
- 2 郷土資料、地方行政資料は、積極的に収集する。
- 3 収集する資料の形態は図書に限らず、逐次刊行物等調整しながら幅広く収集する。
- 4 資料を収集するにあたっては、「図書館の自由に関する宣言」に示された次の点に注意する。
  - (1) 多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
  - (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
  - (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択しない。
  - (4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾を恐れて自己規制したりはしない。
  - (5) 寄贈資料の受け入れにあたっては(1)から(4)と同様である。
  - (6) 図書館の収集した資料がどのような思想や主張を持っていようとも、それは図書館及び図書館員が支持することを意味するものではない。
- 5 利用者にとって新鮮で魅力のある蔵書を維持するために資料の更新・除籍を行う。
- 6 利用者からリクエストされる資料は、蔵書構成、将来の利用を考慮して購入する。購入できなかった資料は、図書館間相互貸借制度等を利用してできる限り提供するように努める。

附 則

(施行期日)

- 1 この方針は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この方針は、平成28年11月8日から施行する。